

## 【DC協会としての今回（国会提出中）のDC法等改正への提言案】

今般の確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（今通常国会に議案提出済）にて個人型DC等の大幅改革に伴い、確定拠出年金法設立時より日本の確定拠出型年金教育・普及の為 長年活動してきたNPO法人DC協会として、DCの今後の課題に対して 厚生労働省、金融庁等 関係機関に対して提言をする。

### 提言内容 案

（今後、下記の内容に会員の皆様のご意見を追加、修正し、まとめてからの提言となります）

#### I DCの制度改善要望

##### ・個人型DCの資格喪失年齢を現在 60 歳を 70 歳に引き上げ。

\*企業型DCと国民年金基金は既に 65 歳まで改定済

「加入期間 10 年、支給開始 70 歳」を考慮して、加入範囲を最大化して加入機会を拡大することは、国民の利益になる。

企業型DCは、改訂済みではあるが、  
現在の内容は、

- ・60 歳未満から企業型DCに加入していた者」に限られ、新たに 60 歳以上で入社した者や、60 歳以降に企業型DCが導入された場合は加入できない。
- ・延長されると本人のライフプランに合わせて、60 歳で受給するという選択肢がなく、一律加入者は引上げ後の資格喪失年齢到達または退職しなければ受給できない。
- ・さらに、延長されると、60 歳年齢到達により資格喪失した者で運用指図者となっている者や、年金を受給している者までが対象となる。  
など、かなり厳しい条件となっている。

また、再雇用と定年延長では、手続の内容が違う（例えば、事業主返還や退職一時金等からの制度移換金がある場合の一括拠出など）など複雑になっており、なかなか導入する企業が少ないのが現状。

については、企業型DCにおいても 65 歳までの加入について、日本の今後の高齢年齢者雇用制度にマッチした、より簡便でわかりやすく、また選択できる余地などのある柔軟性を伴った制度に改定して欲しい。

##### ・企業型DCも 65 歳までの加入資格を 70 歳まで引き上げを。

##### ・退職年金等積立金に対する特別法人税（1.173%）の完全廃止。（現状 2017 年 3 月末まで凍結）

\*老後資金準備の為、個人の自助努力を支援すべきDCに対して特別法人税を課税する事はなじまない。

##### ・中途引出要件の緩和（激甚災害被災時・経済的困窮時は課税ペナルティ無しにて中途引出可能とする。）

\*特に若年層加入者にとって、様々な経済問題が発生時 まったく中途引き出しが出来ない事がDC加入阻害要因となり得る。

\*「激甚災害被災」による自宅損壊・流失・焼失（単独でも）など生活基盤を失った場合も含めたい。  
中途引き出しするかしないかは加入者の選択。

- ・ 拠出限度額の増額 （米国の様に 50 歳以上にキャッチアップ拠出制度を導入する。）
  - \* 退職後の老後準備を経済的に開始できるのは 50 歳以上になるケースが多い為（50 歳までは住宅・教育等家計負担が大きく、老後資金準備の為の資金余力を充分確保することが難しい。）
- ・ ポータビリティ 手続の簡素化等により、資産移換の早期化を推進して欲しい。
  - \* 個人型では運管選択は加入者の自由である。その一方で運管による手数料や商品設定に違いがあることから、運管乗換の機会は企業型以上に行われることが考えられる。これの手続を簡素化して容易にする事は、運管間の競争原理の源にもなり得ることが期待できる。（機会損失リスクがあることの説明は必須）
- ・ 脱退一時金要件の緩和
  - \* 自動移換問題の放置は個人型加入が緩和（第 3 号・公務員）されたことにより、ある程度の解消が進むものと思われるが、脱退一時金要件の緩和（「放置 1 年間で払い出す」など）の見直しも必要。

## II 運用、教育の課題への提言

- ・ 新しい個人型 DC の周知・啓蒙
  - \* 誰でも分かりやすい広報の重要性  
（老後資金準備の必要性、DC の優位性（優遇税制（拠出・運用・受取）、長期分散投資、積立）
- ・ 個人型 DC 加入者・指図者・自動移管者への制度説明の必要性
  - \* 企業型 DC の教育の責任者は事業主だが、個人型 DC は不在ではないか？  
個人型は加入が任意であるから、教育責任は誰あろう自己に責があり、DC に限らず、NISA 他を含め「自己資金育成のための投資目的に応じた教育」が必要と思われる。  
金融機関に中立的な立場での教育機会が必要。「商品の説明ができる専門家」の育成も必要。
- ・ 中立的な制度・アドバイザーの必要性
  - \* 運営管理機関の選考アドバイス （運管により異なる運管手数料・運用商品）
  - \* 個人型 DC 加入者・指図者・自動移管者への中立的な制度
  - \* DC アドバイザー（DC 協会）の活用・・・「DC に特化した FP の育成機関」としての役割を果たしてもらいたい
  - \* DC に限らず、NISA などの金融個人投資アドバイザーであることが望ましい。
  - \* 運用商品の信託報酬の適正の検証 （マルチファンドと称して、ターゲットイヤー型を推奨している金融機関があるが、報酬が適正かどうかは疑問）
- ・ 元本確保型の必要性
  - \* リスク管理は、もっぱら「下振れ制御」であるべき。（ハイリスク・ハイリターンを教えるのは、金融機関のご都合なのではないか。）
- ・ 企業型 DC のデフォルト商品への教育の必要性 （リスク商品の場合）
- ・ 受給についての教育が必要
  - \* 企業型含めて、取崩し型、年金の設計方法に対する指導が全く行われていないのが現状。  
（投資（積立）期間より、取崩し方法の方がよっぽど難しい。運用会社は「資産が増える方法（常に資金が流入すること）」しか考えていない。）